保健室を利用する時は…

みんなの保健室です。ルールとマナーを守って利用してください。

1．緊急な場合を除き、できるだけ休み時間に利用しましょう。

2．保健室へ来る前に、職員室で『保健室利用許可証』をもらってから保健室へ来てください。
緊急時は直接来てください。

3．入退室時には挨拶をしましょう。

4．怪我や体調不良の状況を、具体的に説明してください。

5．休養している人のことを考え、保健室では静かにしましょう。

6．保健室にあるもの（身長計や本など）を使う時は、許可を取ってからにしましょう。
また、使い終わったら、きちんと元に戻しましょう。

7．「学校あっての部活動」です。保健室で休んだ日は、部活動は休み、受診しましょう。

＊保健室は病院や薬局ではありません。
内服薬の提供はしませんので、必要な薬は各自で持参・管理をしてください。
また、応急処置後の処置については医療行為になりますので、保健室では出来ません。
家庭での対応、場合によっては医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。

学校感染症にかかったら『出席停止』になります！

学校保健安全法に基づいて「学校感染症」にかかった場合、**集団感染を避けるため**と、**本人の健康回復のため**、一定期間は登校できなくなります。

なお、この場合、欠席ではなく、「出席停止」扱いになりますので、家でゆっくり静養し、医師の許可をもらってから登校しましょう。

医師により学校感染症と診断された時は、速やかに学校へ連絡してください。

医師に書いていただく「**登校許可証**」は、連絡を受けたあと、担任または養護教諭が発行します。
「インフルエンザ」は医師が証明する「登校許可証」でなく、保護者が記入する「**インフルエンザ罹患証明書**」の提出をお願い致します。（本校ホームページからダウンロードもできます。）
「新型コロナウイルス」については、証明書の提出は必要ありません。罹患したり、濃厚接触者になったりした時は、速やかに学校へ連絡を下さい。

《出席停止になる学校感染症》

新型コロナウイルス、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、流行性結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ)　　など

＊感染症によって出席停止の期間が決まっています。
インフルエンザは「**発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで**」です。

日本スポーツ振興センターについて

学校管理下(授業中、休み時間、放課後、登下校中、部活動中など)で発生した怪我などによって、医療機関へ受診した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの災害給付申請が出来ます。

対象は、医療費の合計金額が 5,000 円以上(窓口での支払い額が 1,500 円以上)のものです。
市町村の「ひとり親家庭医療費助成制度」などを利用した場合も申請できます。

合計金額が満たないもの、保険外診療(自由診療)を受けた場合、
また第三者からの損害賠償を受けた場合は給付対象外となりますので、
ご注意ください。

手続きに必要な書類は保健室でお渡しします。

わからないことがあれば、保健室(養護教諭)の河野までご連絡ください。